

登録商標「Baby Mon chouchou+図形」無効審決取消請求事件：
知財高裁平成24(行ケ)10290・平成25年3月21日(2部)判決<請求棄却>

【キーワード】

商標の類似，商標法4条1項11号，外観・称呼・観念

【事案の概要】

本件は，商標登録を無効とした審決の取消訴訟である。争点は，引用商標との類否（商標法4条1項11号）である。

1 特許庁における手続の経緯

(1) 原告（株式会社モンシュシュ）は，本件商標権者である。

【本件商標】



・登録第5402361号

・指定商品 第30類「菓子及びパン，氷菓子，ゼリー菓子，茶，紅茶，コーヒー及びココア」

・出願日 平成21年8月20日

・登録日 平成23年4月1日

(2) 被告（ゴンチャロフ製菓株式会社）は，平成24年1月10日，本件商標の登録無効審判（無効2012-890003号）を請求した。

特許庁は，平成24年7月5日，「登録第5402361号の指定商品中，第30類『菓子及びパン，氷菓子，ゼリー菓子』についての登録を無効とする。」との審決をし，その謄本は同年7月13日，原告に送達された。

2 審決の理由の要点

審決の理由の要点は，本件商標は，その指定商品中の第30類「菓子及びパン，氷菓子，ゼリー菓子」について，引用商標と相紛れるおそれのある類似の商標であり，かつ，その指定商品も抵触関係にあるものであるから，商標法4条1項11号に該当するというものである。

【引用商標】（登録第1474596号）

MONCHOUCHOU

モンシュシュ

- ・指定商品 第30類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品
平成13年11月21日に第30類「菓子，パン」を指定商品とする書換登録
- ・出願日 昭和52年6月29日
- ・登録日 昭和56年8月31日
- ・商標権者 被告

【判 断】

1 取消事由1（「本件商標の一体性」の判断の誤り）について

(1) 本件商標

本件商標は、飾り文字で表してなる「B a b y」，「M o n」及び、これらよりわずかに小さく表される「c h o u c h o u」の各欧文字を3段に配したものの左側にバラのつぼみの図形を配し，「B a b y」の欧文字の左斜め上側に羽根のような図形及び交差部を太く表してなる十字図形を配してなるものである。この構成態様に照らせば，本件商標は，各欧文字と各図形とを組み合わせる結合商標であり，各図形部分は，いずれも飾りとして認識され，出所識別標識としての称呼，観念を生じることにはないとみるのが相当である。そうすると，本件商標の構成中の「B a b y」，「M o n」及び「c h o u c h o u」の欧文字部分は，これに接する者をして，その構成中の各図形部分から分離して看取，把握され得るものと認めるべきである。

ところで，「b a b y」の文字は，「ベビー」と発音されるものであって，「赤ん坊，赤ちゃん」等の意味を有するほか，他の語と結合して「小さい，小型の，子供用の」等の意味をもって複合語を形成するものとしても一般に広く慣れ親しまれた英単語であるところ（乙22～24），「ベビー」の片仮名は，菓子やパンを含む様々な商品分野において，商品が通常の大きさよりも小さなものであることを表すものとして，日常的に使用されているものであるから

（乙11～21，25，26，28～61），本件商標を，その指定商品中の「菓子及びパン，氷菓子，ゼリー菓子」に使用した場合，これに接する取引者，需要者は，本件商標の構成中の「B a b y」の欧文字部分について，それが該商品の大きさが通常よりも小さなものであること，すなわち，商品の品質，形状を表したものとして認識するのが通常と推測される。したがって，本件商標の構成中の「B a b y」の欧文字からは，出所識別標識としての称呼，観念を生じることにはないとみるのが相当である。

原告は，本件商標は，「B a b y」の文字と「M o n」を同じ大きさで，

「chouchou」の文字を僅かに小さく、それぞれ同じ書体で記載し、その左側にバラの蕾の図形を配し、上段の「B」の文字の左上に羽の図形を配した文字と図形の結合商標であることを強調して主張する。しかし、指定商品における「Baby」の文字についての取引者、需要者の認識は上記のとおりであるし、「Baby」は他の文字構成である「Mon」、「chouchou」の最上段に同じ書体で表記されていることからみて、「Mon」、「chouchou」についての上記の意味合いを付するものにすぎず、「Monchouchou」がフランス語として取引者、需要者に強い印象を与えるのに比して、「Baby」がよく知られている英単語であることを考慮すると、原告の上記主張も、「Baby」についての上記判断を左右するものではない。

そして、「Mon」及び「chouchou」の欧文字部分についてみると、前者が「モン」の読み及び「私の」等の意味を、後者が「シュシュ」の読み及び「お気に入り」等の意味を有するフランス語であるが（甲1）、我が国においてフランス語がよく普及しているとはいえず、フランス語を履修しなかった通常人が「Monchouchou」の意味を理解し難いにしても、本件商標の指定商品である菓子を始めとして、その商品名にフランス語の単語を付することは往々にして行われることからすれば、「Monchouchou」がフランス語の単語であり、フランス語の読み方をするものと理解するのが本件商標に接する需要者であると認めることができる。そのフランス語読みは「モンシュシュ」であるが、フランス語を理解しない者も「Mon」がローマ字読みも「モン」であること、「chouchou」の読みが例えば「ショウショウ」あるいは「チョウチョウ」と読む者は通常考えられないことからすると、「Monchouchou」はフランス語の読み方のおり「モンシュシュ」と称呼されるものと認めるのが相当である。

「Mon」はフランス語で「私の」を意味し、「chouchou」は「お気に入り」を意味するところ、これらの単語はフランス語以外では意味をなさないことからすると、「Monchouchou」からは「私のお気に入り」の意味合いを想起する以外の観念は生じない。

したがって、本件商標は、その構成中の「Mon」及び「chouchou」の欧文字部分が出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものというべきであり、「Mon」及び「chouchou」の欧文字部分が本件商標の要部であり、その構成文字に相応して、「モンシュシュ」の称呼を生じ、「私のお気に入り」ほどの意味合いを想起させるものといえる。

(2) 引用商標

引用商標は、「MONCHOUCHOU」の欧文字と「モンシュシュ」の片仮名とを上下2段に書してなり、その構成態様に照らせば、下段の片仮名は、上段の欧文字の読みを特定するものとして理解され、上段の欧文字は、本件商標の構成中の「Mon」及び「chouchou」の2つのフランス語の単語

を大文字にて書体を同じくし一連にしてなるものであるから、その構成文字に相応して、「モンシュシュ」の称呼を生じ、「私のお気に入り」ほどの意味合いを想起させるものといえる。

(3) 本件商標と引用商標との類否についての検討

本件商標は、その構成中において出所識別標識としての要部たる「Mon」及び「chouchou」の欧文字部分に相応する「モンシュシュ」の称呼を生ずるのに対し、引用商標は、その構成文字に相応する「モンシュシュ」の称呼を生ずるものであるから、両商標は、称呼を同一とするものである。

また、本件商標と引用商標とは、いずれもその構成文字に相応して、「私のお気に入り」ほどの意味合いを想起させるものである。

そうすると、本件商標と引用商標とは、外観においては相違するものの、「モンシュシュ」の称呼を同じくし、かつ、「私のお気に入り」ほどの意味合いを想起させる点を共通にするものであるから、これらを総合勘案すれば、両商標は、類似の商標というべきである。

原告が主張する別件登録商標に関する別件審決は、事案を異にし上記判断を左右するものではない。

したがって、原告の主張する取消事由1には理由がない。

2 取消事由2（本件商標の周知性の認定の誤り）について

原告は、「モンシュシュ」が「堂島ロール」を始めとしたロールケーキや洋菓子で大人気の原告の店舗名として著名となった後、その姉妹店として、洋菓子店舗「Baby Mon chouchou（ベビーモンシュシュ）」が開業された取引実情を踏まえ、本件商標に接した取引者・需要者は、原告の著名なロールケーキ「堂島ロール」を販売する原告の洋菓子店「パティシエリーモンシュシュ」の姉妹店であると想起すると主張する。

しかし、本件商標と同一の構成からなる標章が商品に使用された事実を認める証拠はない。原告は「Baby Mon chouchou（ベビーモンシュシュ）」が原告の店舗の姉妹店として需要者によって理解されていると主張するが、この文字が本件商標の指定商品の標章として需要者に理解されていることまで述べるものではないし、そのように認めるべき証拠もない。

その他、取引の実情に照らしても、上記1でした類否判断を左右すべき事実関係は認められない。

したがって、原告の主張する取消事由2も理由がない。

結 論

よって、原告の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．特許庁審決は、本件商標について、欧文字による飾り文字と図形の結合から成るものと認定した後、被告（審判請求人）の引用商標の登録第14745

96号に係る商標「MONCHOUCHOU/モンシュシュ」（昭和56年8月31日登録）とは、その指定商品中、第30類「菓子及びパン，氷菓子，ゼリー菓子」について類似すると認定し、法4条1項11号に該当すると、登録無効の判断をした。

これに対し不服の審判被請求人（原告）は審決取消請求をしたのであるが、審決は覆ることはなかったのである。

2．原告が審決取消事由として主張した点は、(1)本件商標の一体性の認定の誤りと、(2)本件商標の周知性の認定の誤りについてである。これに対し裁判所は次のように認定し判断した。

(1) 「Mon Chouchou」がフランス語として、取引者、需要者に強い印象を与えるのに比して、「Baby」がよく知られている英単語であることを考慮すると、指定商品における「Baby」の文字についての取引者、需要者の認識は小さく、出所識別標識としての称呼、観念を生じることはないから、本件商標はその構成中の「Mon」及び「Chouchou」のフランス語の文字部分が、出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものというべきであると認定した。

そうすると、本件商標の構成中の出所識別標識としての要部である「Mon」と「Chouchou」の欧文字部分は「モンシュシュ」と称呼するのに対し、引用商標はその構成文字どおり「モンシュシュ」の称呼を生ずるから、両商標は同一の称呼を生ずるものであり、またその観念も「私のお気に入り」ほどの意味合いを想起させる。したがって、両商標は外観においては相違するものの、総合勘案すれば、両商標は類似の商標といわれるべきであるから、原告の主張の取消事由1には理由がないと認定したが、妥当である。

(2) 本件商標の周知性について裁判所は、本件商標が商品に使用された事実を認められる証拠はないから、原告の主張には理由がないと認定したが、当然であろう。

3．本件商標と引用商標との関係は、商標権侵害事件が平成22年（ワ）4461号として大阪地裁で始まって以来、この大阪地裁平成23年6月30日判決に対する控訴事件判決が、今年3月7日に言い渡されているから、今回、F-29-1に紹介する。この控訴事件の判決では、損害賠償額が地裁判決の35,622,146円から51,408,555円に上がっていることは注目される。

〔牛木 理一〕